

議案第 2 2 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）に準じ、仕事と生活の両立支援の拡充のため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の育児休業等に関する条例（平成4年岬町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「部分休業と」を「部分休業を」に改め、「承認は、」の次に「職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する」を加え、「及び次条」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○職員の育児休業等に関する条例（平成４年岬町条例第２号）

新	旧
第１条～第１７条（略） （部分休業の承認） 第１８条 部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、３０分を単位とし行うものとする。 ２ （略） ３ 非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 以下（略）	第１条～第１７条（略） （部分休業の承認） 第１８条 部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、３０分を単位として行うものとする。 ２ （略） ３ 非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。 以下（略）